

# 日本円 TIBOR をご利用する契約への フォールバック条項導入についてのご案内

日本円 TIBOR をご利用するお客様へ

日本円 TIBOR のご利用に関する契約書の内容が一部変更されます

- 「日本円 TIBOR」の恒久的な公表停止に備える対応方法（フォールバック）について明記されますので、契約書のご確認をお願いします。
- 今般の契約書の変更は、ご提案中の新規の（あるいは既存の）お借入れ条件に影響を及ぼすものではありません。ただし、変更内容によっては、将来のお借入れ条件に関わる内容が含まれます。  
! 詳しくは、本資料のポイント1～4をご確認ください。

## Point1

公表停止予定のない「日本円 TIBOR」を利用するご契約にも、その公表停止に備える対応方法（フォールバック）を契約書に明記することが求められます

- グローバルには、金利指標“LIBOR（London Interbank Offered Rate）”の公表停止（2021年末、一部は2023年6月末）の際の検討を一つの契機として、金利指標の利用者は、その公表停止予定の有無に関わらず、公表停止に備える対応を行うことが求められます。
- 日本では、日本円 TIBOR を算出・公表する全銀協 TIBOR 運営機関や金融庁から、同金利指標の公表停止への備えについて、以下のメッセージが公表されています。

全銀協 TIBOR 運営機関	「日本円 TIBOR は、現時点で、恒久的な公表停止について何ら検討されておきませんが、 <u>契約の安定性・頑健性向上の観点から、同指標を参照する契約についても、フォールバック条項の導入を検討すべきと考えられます。</u> 」（「全銀協 TIBOR のフォールバックに係る論点に関する市中協議の結果」より抜粋、一部加工）
金融庁	「…金融庁としても、円金利指標の頑健性等向上の観点から、… <u>全銀協 TIBOR（日本円 TIBOR）参照契約へのフォールバック条項の導入に向けた取組みが進められることを期待するとともに、必要な後押しをしていきます。</u> 」（「全銀協 TIBOR 運営機関による『全銀協 TIBOR のフォールバックに係る論点に関する市中協議』結果の公表について」より抜粋、一部加工）

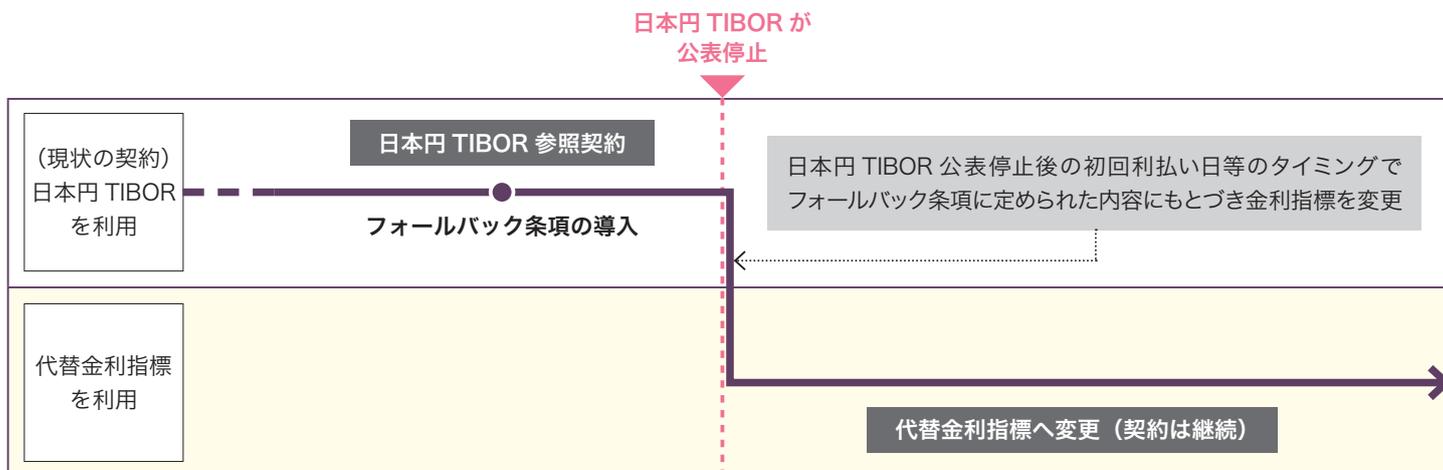
- ◇ 日本円 TIBOR は現時点において何ら公表停止について検討されていませんが、契約者同士で、日本円 TIBOR の公表停止に備える対応方法を共有しておけば、万一の場合にも金利の受払いが可能となり、円滑にお借入れを継続することができます。

## 日本円 TIBOR の公表停止に備える対応方法（フォールバック）とは何か？ 確認しましょう

### ■ フォールバックとは？

- ☑ フォールバックとは、金利指標（本資料では日本円 TIBOR）の恒久的な公表停止に備え、その公表停止後などの取扱いを、お客様と取引金融機関との間であらかじめ合意しておく方法のことです。また、当該合意内容に関する契約書上の文言を「フォールバック条項」といいます。
- ☑ 仮に、日本円 TIBOR が公表停止となった場合、下表のとおり、フォールバック条項に従って日本円 TIBOR に代わる金利指標（代替金利指標、ポイント 3 へ）を利用することとなります。

### 【 フォールバックによる金利指標の変更イメージ（日本円 TIBOR が公表停止となった場合を想定） 】



### ■ フォールバック条項の導入手続き

- ☑ フォールバック条項の導入手続きには、以下の 2 種類があります。

パターン 1	日本円 TIBOR の代替金利指標やスプレッド調整 <sup>*</sup> などをあらかじめ決定し、フォールバック条項に定めておく方法。（ハードワイヤードアプローチ）
パターン 2	将来の時点で、日本円 TIBOR の代替金利指標やスプレッド調整 <sup>*</sup> などを協議することについて、フォールバック条項に定めておく方法。（修正アプローチ）

<sup>\*</sup>日本円 TIBOR と代替金利指標との金利差（スプレッド）の調整のこと（ポイント 4 へ）。なお、現時点では具体的な金利差の値（スプレッド調整値）は確定していない。

- ☑ お借入れを円滑に継続するには、「パターン 1」のように、日本円 TIBOR の代替金利指標などをあらかじめ契約書上で定めておいた方が望ましい、と考えられます。
  - ☑ もっとも、現時点では日本円 TIBOR の公表停止予定はないことから、将来、例えば、日本円 TIBOR の公表停止予定がアナウンスされた時点で、代替金利指標などを協議することを定めておく「パターン 2」を選択することも十分に考えられます。
- ◇ お客様と取引金融機関の間でご相談のうえ、**選択するパターンに沿った、契約書の内容をご確認ください。**（取引金融機関ごとに記載文言が異なることもあります。）
- ◇ 「パターン 1」において定める、あるいは、「パターン 2」において将来の時点で協議する代替金利指標やスプレッド調整の概要については、次頁のポイント 3、4 をご確認ください。

### Point3

## 日本円 TIBOR の代替金利指標の候補を確認しましょう

- 全銀協 TIBOR 運営機関が示す、2つの代替金利指標の候補について、その特徴を整理すると、下表のとおりです。

(注：代替金利指標は「フォールバック・レート」と呼ばれることもあります。)

金利指標	トナ TONA 複利 (後決め) <sup>※1</sup>	東京ターム物リスク・フリー・ レート (TORF) <sup>※2</sup>	(ご参考) 日本円 TIBOR
金利指標が依拠するレート	無担保コール <sup>オーバーナイト</sup> O/N 物 レート	日本円 OIS (無担保コール O/N 物レートを利用)	TIBOR
テナー (期間)	翌日物 <sup>※3</sup>	1、3、6 か月物	1 週間物、 1、3、6、12 か月物
金利決定のタイミング (前決め / 後決め)	後決め (金利支払日の直前)	前決め (金利適用開始時点)	前決め (金利適用開始時点)

※1 TONA は、Tokyo Overnight Average Rate。日本円におけるリスク・フリー・レートとして特定されている「無担保コール O/N 物レート」のことで、日本銀行が公表している。

※2 TORF は、Tokyo Term Risk Free Rate。株式会社 QUICK ベンチマークスから公表されている。

※3 1 か月物や 3 か月物等に対応するためには複利計算等を行ったうえで利用することが必要となる。

- ◇ 取引金融機関とご相談のうえ、**各金利指標の特徴などを踏まえ、代替金利指標をご選択ください。**

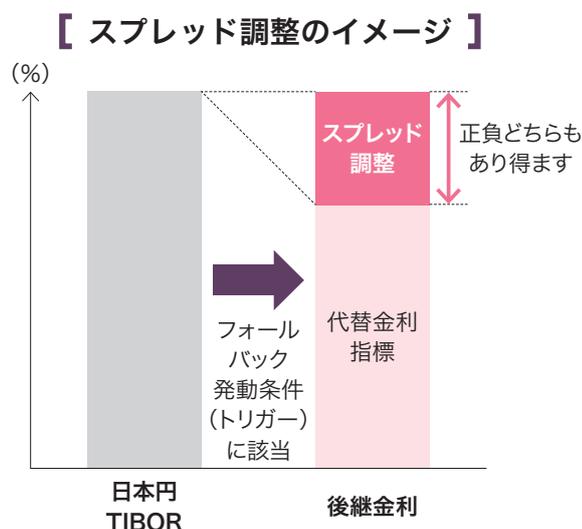
### Point4

## スプレッド調整 (日本円 TIBOR と代替金利指標の金利差の調整) 方法について確認しましょう

- 日本円 TIBOR と代替金利指標の金利水準は通常一致しません。したがって、日本円 TIBOR が公表停止となり、フォールバック条項に従って、利用する金利指標が変更される場合、可能な限り金利水準が変わらないよう、金利差を調整 (スプレッド調整) します。

- 全銀協 TIBOR 運営機関は、上記の代替金利指標のスプレッド調整について、過去 5 年間の日本円 TIBOR と代替金利指標の差の中央値にもとづいて計算<sup>※</sup>する方法 (「過去 5 年中央値アプローチ」) が適切との見解を示しています。

※日本円 TIBOR の公表停止が確定した段階で計算されます。(Q & A 3 もご参照ください。)



- ◇ スプレッド調整の方法として、公表停止が確定した時点の日本円 TIBOR と代替金利指標の金利差にもとづいて計算する方法なども考えられます。**具体的な方法については、代替金利指標とあわせて、取引金融機関とご相談ください。**

# Q&A

## Q1

日本円 TIBOR の公表停止は、検討されているのですか。

日本円 TIBOR を算出・公表する全銀協 TIBOR 運営機関は、日本円 TIBOR について何ら公表停止を検討していないとの見解を示しています。したがって、日本円 TIBOR は今後も継続的に公表されることが見込まれています。

A1

## Q2

日本円 TIBOR を利用する契約にフォールバック条項の導入が求められている国際的な背景について教えてください。

日本円 TIBOR は、国際的に利用されている「主要な金利指標」の一つとして、国際機関 (IOSCO<sup>※</sup>) が示す金融指標に関する原則に則り、運営されています。IOSCO は、同原則に関連して、公表停止予定のない日本円 TIBOR を含む金利指標の利用者に対して、同指標が利用できなくなった場合の備えとして、フォールバック条項を導入するよう求めています。

※世界各国の監督当局等から構成される「証券監督者国際機構」のこと。

A2

## Q3

契約書に定めるフォールバックの対応が発動する条件 (トリガー)、スプレッド調整値について教えてください。

「トリガー」とは、フォールバックの発動条件となるイベントを指します。また、過去5年中央値アプローチによる「スプレッド調整値」は、同発動条件に該当した時点を基準日として計算されることとなります。全銀協 TIBOR 運営機関は、「当運営機関が日本円 TIBOR の公表停止または公表停止予定を発表する場合」を「トリガー」として、「フォールバック条項に最低限設定」しておくこと、「スプレッド調整値」については、過去5年中央値アプローチにもとづいて算出・公表される Bloomberg の公示スプレッド を利用することが適当との見解を示しています。(ポイント4をご参照ください。)

A3

## Q4

契約書にフォールバックについて明記しない場合、不利益は生じますか。

直ちに不利益は生じないと考えられます。ただし、何ら備えをしなかった場合には、日本円 TIBOR の公表停止までに、短期間で代替金利指標やスプレッド調整について取引金融機関と合意する等の対応が求められるほか、対応を進めても合意に至らなかった際には、お支払い利息の計算ができず、円滑に契約を継続できなくなる恐れがあります。

A4

## Q5

日本円 TIBOR の金利変動をヘッジするデリバティブ契約がある場合、どのような対応が必要ですか。

デリバティブ (金利スワップ) により、お借入れで利用している日本円 TIBOR の金利変動をヘッジしている (ローン&スワップ取引をしている) 場合などでは、お借入れ、デリバティブそれぞれの契約において、代替金利指標のご選択などについて検討が必要となります。

※国際スワップ・デリバティブズ協会 (ISDA) が制定する ISDA マスター契約に準拠するデリバティブにおいて標準的な代替金利指標は TONA 複利 (後決め) とされています。

A5

## Q6

フォールバックやフォールバック条項について詳しく知りたいのですが、何か参考となるものはありますか。

本資料は、全銀協 TIBOR 運営機関による「全銀協 TIBOR のフォールバックに係る論点に関する市中協議の結果」(2023年3月)を参考にしています。また、当協会は、同市中協議の結果を踏まえ、「日本円 TIBOR を参照する相対貸出のフォールバック条項の参考例 (サンプル)」(2023年3月)を公表しています。ただし、同参考例は一つのサンプルとして作成されているため、実際に契約書に記載されるフォールバック条項の文言は、取引金融機関ごとに異なる可能性があるほか、お客様と取引金融機関との間でご相談のうえ、同参考例とは異なる内容に変更することも考えられます。

A6

### 免責事項

本資料は、2023年8月末時点の情報にもとづいています。全銀協 TIBOR 運営機関からの公表物など、信頼できると考えられる各種情報にもとづいて作成していますが、当協会はその正確性、完全性を保証するものではありません。



一般社団法人  
全国銀行協会